

職場内での掲示・回覧をお願いいたします。

全国健康保険協会 静岡支部
協会けんぽ

令和5年度

健康保険委員大会 を開催しました

令和5年11月10日に、日本年金機構との共催で「令和5年度静岡県年金委員・健康保険委員大会」を開催しました。

大会では、長年にわたり健康保険委員としてご尽力いただいた2名の方が全国健康保険協会理事長表彰を、8名の方が全国健康保険協会静岡支部長表彰を受賞されました。

皆さま、誠におめでとうございます。



全国健康保険協会理事長表彰

日邦工業 株式会社 瀧口 智一 様
社会福祉法人 富士旭出学園 石川 ひろみ 様

全国健康保険協会静岡支部長表彰

株式会社 アクトシティマネジメント 前川 直子 様
ユニクラフトナグラ 株式会社 田中 康一 様
有限会社 アートアンドクラフト 飯田 律子 様
有限会社 栗田産業 栗田 英幸 様
富士木材 株式会社 太田 美穂 様
東海アーバン開発 株式会社 松下 秀雄 様
佐藤産業 株式会社 佐藤 恵美子 様
社会福祉法人 美芳会 大塚 渉爾 様

(順不同)

令和5年度 静岡県年金委員・健康保険委員大会



お問い合わせ先 企画総務グループ / TEL.054-275-6602

「被扶養者状況リスト」のご提出はお済みですか？

協会けんぽでは、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

皆さまの保険料負担の軽減につながる大切な確認ですので、提出がお済みでない事業所様につきましては速やかにご提出いただきますよう、ご協力をお願いします。

※再確認の対象となる被扶養者がいない場合はお送りしていません。

提出期限

令和5年
12月8日(金)

お問い合わせ先

専用ダイヤル (令和5年12月20日まで)

0570-023-123

受付時間 月～金曜日
8:30～17:15 ※土・日・祝日は除く

健康保険証の回収・返却をお願いします



保険証を使用できるのは、**退職日まで**。



いつから使用できなくなるの？



被保険者の方が退職する場合

被扶養者の方が扶養から外れる場合

退職日の翌日から
使用できません

扶養から外れた日から
使用できません

ご退職される方、扶養家族から外れる方の保険証は
確実に**回収**をお願いします。

保険証の回収ができた

日本年金機構または
協会けんぽへ**速やかにご返却**
をお願いします。

電子申請をご利用の場合も
回収の都度、速やかにご返却を
お願いします。

資格喪失後受診を未然に防ぐため、日本年金機構及び協会けんぽから、直接ご本人様へ保険証の無効と返却のお知らせを送付します。



保険証の回収ができなかった

例：本人が保険証を紛失した

日本年金機構へ
「健康保険被保険者証回収不能届」
の提出をお願いします。

- ご本人様の連絡先として電話番号を併せて記入してください。
- 提出後に回収できた場合は、**速やかにご返却**ください。
- 届出用紙は協会けんぽのHPからダウンロードできます

届出用紙は
こちら▼



お問い合わせ先 レセプトグループ / TEL.054-275-6604